

# 「デクロランプラスの取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものを除く。）を定める省令」等の改正について

令和 8 年 3 月

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室  
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

## 1. 概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する第一種特定化学物質として、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 202 号。以下「令」という。）第 1 条第 1 項第 39 号においてデクロランプラスを定めており、第一種特定化学物質については、原則としてその製造・使用等が禁止される一方で、デクロランプラスについては、国外及び国内（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（平成 16 年条約第 3 号）第 11 回締約国会議（令和 5 年 5 月）及び厚生労働省、経済産業省及び環境省による合同審議会（令和 6 年 7 月））において、代替が困難な物質として例外的な使用が認められたことから、法第 25 条の規定に基づき、令原始附則第 3 項にて、例外的に使用することができる用途を定めている。

これらを踏まえ、法第 28 条第 2 項及び第 29 条第 1 項の規定に基づき、取扱いに関する技術上の基準又は表示すべき事項に関する以下の省令・告示を定めている。

- ①「デクロランプラスの取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものを除く。）を定める省令（令和 7 年厚生労働省・経済産業省・環境省令第 1 号）」
- ②「デクロランプラスの容器、包装又は送り状にデクロランプラスによる環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（令和 7 年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第 1 号）」

今般、令の改正作業を進めており、令和 7 年 12 月閣議決定・公布、同年 12 月に一部施行、令和 8 年 6 月に全面施行となる予定であるが、当該改正において、デクロランプラスを定めている令第 1 条第 1 項第 39 号が同項第 40 号に改められることとなる（令和 8 年 6 月の施行時）。

上記のことから、上記省令・告示の規定中において、引用している条項の字句を改める必要があるため、所要の改正を行う。

## 2. 主な改正の内容

- I. 「デクロランプラスの取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものを除く。）を定める省令の一部を改正する省令」

第1条中「第一条第一項第三十九号」を「第一条第一項第四十号」に改める改正を行うこととする。

## Ⅱ. 「デクロンプラスの容器、包装又は送り状にデクロンプラスによる環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件」

第1中「第1条第1項第39号」を「第1条第1項第40号」に改める改正を行うこととする。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公布日：令和8年3月17日

施行日：令和8年6月17日（令の改正における施行日と同日）

（以上）

## <参考>参照条文

### 目次

- デクロランプラスの取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものを除く。）を定める省令（抄）… 3
- デクロランプラスの容器、包装又は送り状にデクロランプラスによる環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（抄）… 3
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（抄）… 4
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（抄）… 7

○デクロランプラスの取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものを除く。）を定める省令（令和七年厚生労働省・経済産業省・環境省令第一号）（抄）

（定義）

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 デクロランプラス 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第 二百二号。以下「施行令」という。）第一条第一項第三十九号に規定する化学物質をいう。

二～七 （略）

○デクロランプラスの容器、包装又は送り状にデクロランプラスによる環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（令和七年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第一号）（抄）

デクロランプラスの容器、包装又は送り状にデクロランプラスによる環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

第 1 デクロランプラス（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 202 号）第 1 条第 1 項第 39 号に規定する化学物質をいう。以下同じ。）であること及びデクロランプラスが第一種特定化学物質であること。

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）（抄）

（定義等）

第二条 （略）

2 この法律において「第一種特定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当する化学物質で政令で定めるものをいう。

一 イ及びロに該当するものであること。

イ 自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであること。

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

（1） 継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるものであること。

（2） 継続的に摂取される場合には、高次捕食動物（生活環境動植物（その生息又は生育に支障を生ずる場合には、人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以下同じ。）に該当する動物のうち、食物連鎖を通じてイに該当する化学物質を最もその体内に蓄積しやすい状況にあるものをいう。以下同じ。）の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。

二 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）が前号イ及びロに該当するものであること。

3～9 （略）

（使用の制限）

第二十五条 何人も、次に掲げる要件に適合するものとして第一種特定化学物質ごとに政令で定める用途以外の用途に第一種特定化学物質を使用してはならない。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を使用するときは、この限りでない。

一 当該用途について他の物による代替が困難であること。

二 当該用途に当該第一種特定化学物質が使用されることにより当該第一種特定化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないこと。

（使用の届出）

第二十六条 第一種特定化学物質を業として使用しようとする者は、事業所ごとに、あらかじめ、次の事項を主務大臣に届け出なければならない。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を業として使用しようとするときは、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の所在地

三 第一種特定化学物質の名称及びその用途

2 前項の届出をした者（以下「届出使用者」という。）は、同項各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 第十七条第三項の規定は、前二項の届出について準用する。

（基準適合義務）

第二十八条 許可製造業者は、その製造設備を第二十条第二号の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 許可製造業者、業として第一種特定化学物質又は政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの（以下「第一種特定化学物質等」という。）を使用する者その他の業として第一種特定化学物質等を取り扱う者（以下「第一種特定化学物質等取扱事業者」という。）は、第一種特定化学物質等を取り扱う場合においては、主務省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。

（表示等）

第二十九条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一種特定化学物質ごとに、第一種特定化学物質等の容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を定め、これを告示するものとする。

2 第一種特定化学物質等取扱事業者は、第一種特定化学物質等を譲渡し、又は提供するときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、前項の規定により告示されたところに従って表示をしなければならない。

（帳簿）

第三十一条 許可製造業者は、帳簿を備え、第一種特定化学物質の製造について経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

3 前二項の規定は、届出使用者に準用する。この場合において、これらの規定中「経済産業省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとする。

（主務大臣等）

第五十三条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第二十六条、第二十七条第二項若しくは第三十二条第一項の規定による届出又は第三十条第二項の規定による命令（許可製造業者に対するものを除く。）、第四十三条第二項の規定による報告の徴収若しくは第四十四条第二項の規定による検査、質問若しくは収去に関しては、これらの届出をする者又はこれらの命令、報告の徴収若しくは検査、質問若しくは収去の対象となる者の行う事業を所管する大臣

二 第三十条第二項の規定による命令（許可製造業者に対するものに限る。）に関しては、経済産業大臣

三 第三十四条の規定による命令、第三十六条第一項の規定による技術上の指針の公表、同条第二項若しくは第三十八条の規定による勧告、第三十九条の規定による指導及び助言、第四十二条若しくは第四十三条第三項の規定による報告の徴収又は第四十四条第三項の規定による検査、質問若しくは収去に関しては、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣及びこれらの命令、技術上の指針の公表、勧告、指導、助言、報告の徴収又は検査、質問若しくは収去の対象となる者の行う事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 第三十一条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定による帳簿の備付け、記載及び保存に関しては、第一種特定化学物質を使用する者の行う事業を所管する大臣の発する命令

- 二 第二十八条第二項の技術上の基準(許可製造業者に係るものを除く。)に関しては、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣及び第一種特定化学物質等取扱事業者の行う事業を所管する大臣の発する命令
- 三 第二十八条第二項の技術上の基準(許可製造業者に係るものに限る。)に関しては、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の発する命令

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）（抄）

（第一種特定化学物質）

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

一～三十八 （略）

三十九 一・二・三・四・七・八・九・十・十三・十三・十四・十四一ドデカクロール一・四・四 a ・五・六・六 a ・七・十・十 a ・十一・十二・十二 a 一ドデカヒドロール一・四：七・十一ジメタノジベンゾ [ a ・ e ] [ 八 ] アンヌレン（別名デクロランプラス。以下「デクロランプラス」という。）

2 （略）

附 則

1・2 （略）

（経過措置）

3 法第二十五条の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる期日までの間、同表の中欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる用途とする。

期日	第一種特定化学物質	用途
(略)	(略)	(略)
令和十二年二月二十六日	デクロランプラス	防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第一項第十三号に規定する装備品等に使用する断熱材の製造

4 （略）